

第 63 回自治体学校 Zoom 分科会・講座 研修報告

〈記念講演 DVD〉

□記念講演 コロナから何を学ぶか

内山 節氏（哲学者）

【所感】

● 柏木敬友子

今、コロナパンデミックの中で盛んに言われ続けられているのは、「感染防止か、経済か」。しかし、講師は、このことが課題ではない、今問われていることは「皆がともに生きられる社会をどう維持していくか、維持するためにどうするのかということだ」と指摘された。「共に生きる」手段として、感染防止があり経済がある。

そして講師がもう一つ必要と言われたことは、「関係性をつくる」ということだった。感染対策のため一か所に集まるのが難しい中、新しい関係をつくる方法、相互に支え合う方法だ。「つながりの自粛」となれば、社会の崩壊を招いてしまうと指摘された。なるほど、コロナパンデミックから1年半を過ぎ、自分自身を含め、多くの方が疲れや不安を抱えている。孤立、孤独、そして孤独死、自死が増えていることはその最たるものではないかと思う。

哲学者の目で見た、コロナ禍の社会のありようを今回学ばせていただき、「共に生きよう」と言い続けられる議員活動をしたいと実感をした。

● 小島義雄

コロナによって社会のあり方が問われている。コロナ前提の社会にどう向き合っていくか。コロナウイルスもまた自然の生き物、宿主と共存する今日的生態系の一員である。自然と人間の関係が社会をつくり、生者同士の関係が社会をつくり、この社会の基盤を作った死者、先輩たちとの関係が社会を生み出す。

どうやったらウイルスと共に生きる社会をつくれるか。大都市より小さな市町村の方が感染は少なく、ワクチン接種も早い。地域によって支え合う仕組みは異なる。社会の全権を住民と一っしょにやっていける市町村を持つ。やれないことを県、国に委任し、監視していく。フランス革命後やソ連や中国のような権力集中ではなく分権が必要。地域行政と地域住民の自発的活動の連携を作り出していくことが必要と理解した。

天津市は先輩が築いた貴重な36小学校区ごとの支所を前市長が統廃合を計画したが、市民運動で阻止。現市長は残すとしているが、居住誘導、被誘導地域政策を決めるなど国言いなりの街づくりを進めようとしている。コロナ禍で改めて住民の声が生きる市町村地域社会をつくる必要性を痛感した。

● 立道秀彦

新型コロナウイルスだけでなく、今後も感染症との付き合いは続いていく。どのように感染に向き合い、どのような社会を目指すのかが問われている。内田氏はドイツファシズムの形成過程を振り返りながら、上からの扇動と民衆の呼応、そして専門家による「正義」としてお墨付きを与えることで、不安を抱く民衆を統制する社会の形成に触れながら、今の政府の対応に類似性があることを指摘された。

人間が自分たちの都合で生態系を崩し人間との距離を縮めてしまった。そのことが様々なウイルス感染を発生させている原因であり、ウイルスが悪いわけではない。

感染防止のために一か所に集まることや外出がしにくい自粛の状態が続けば、社会そのものが崩壊してしまうことになる。互いに支え合う関係の作り方を見つけることが重要となってくるが、関係は地域によって異なり特徴があることから、国による一律統制の進め方には問題がある。地域が中心となる仕組みを探求しながら、地方行政と地域住民の自発的活動の連携を作り出すことが重要である。

大津における支え合う仕組みづくりに於いても、大津の地理的条件や生活環境、地域の支え合いの仕組みなどを踏まえて今後の地域社会づくりを考えることが重要であり、国に対しては地方の取り組みを応援することを求めていくことが必要だ。

●林まり

哲学者である内山節さんは、現在の社会をコロナファシズムと呼び、ドイツファシズムと比較して、形成過程が類似しているとする。合法的に選ばれた政権が扇動したが、国民の呼応がなければ果しえなかったと言う。同時に、その動きに「正義」を与えたのが科学者たち専門家であった。そのように聞くと、政権に異をとらえる科学者を敵視し排除し、世論を無視して五輪に突き進み、メダルラッシュに沸き立つ報道。その一方で非常事態宣言から医療崩壊へと確実に進行する現状に背筋が寒くなる。

内山氏は、ともに生きる社会を維持すること、経済活動が目的ではない社会活動を断固としてやること。みんなが生きられる社会を作らなければならないと説く。コロナによって明らかになった現代社会の問題点の克服のためには、今の行政単位は大きすぎる、自治体の単位より地域の単位が重要で、市町村単位が今のままで良いのかと問われると、昭和・平成と合併を繰り返した行政単位を、私たちは今後どう考え、行動できるのか、「共助」を地域に押し付けられる今、地域の民主的な運営も課題のままである。

□特別講演 コロナ禍2年目 地方自治をめぐる情勢と対抗軸

岡田 知弘氏（京都橘大学教授、自治体問題研究所理事長）

【所感】

●柏木敬友子

コロナ禍2年目、岡田氏は国政、行政をどうとらえるのかということを講演された。

国政では、コロナ対策の失政と世論の批判が、7年8か月に及ぶ安倍内閣を追い詰めた。「惨事便乗政治」とも言うべき政治が行われ、廃案になったが検察庁法案をはじめ、国家戦略特区法、国民投票法、デジタル改革関連法、重要土地利用規制法などが提出、可決された。

一方、政権は地方自治体をどのような方向にしようとしているのか。自治体を、公共サービスの提供主体から、その管理者、いわゆる「プラットフォーム・ビルダー」化し、圏域マネジメントと二層制の柔軟化で自治体を圏域単位で運営しようとしている。

では、地方行政にかかわる議員として、どう対峙していけばいいのか。それは、岡田氏がいつも言われる、今の政治の方向が住民にとってどのような形で現れるのか、現れているのか、住民にとって何が大事かを考え見ていく必要があるということだ。現場で、市民や職員から聞き取り、何が起きているのか、起ころうとしているのか判断することの大切さの認識をあらたにした。

●小島義雄

安倍、菅政権は数々のコロナ禍対策失敗を続け、国民の命を危機にさらし事業廃業や解雇などで暮らしを危機にさらしているが、その根本的原因が、これまでの新自由主義的構造改革の累積にあることが明白になった。にもかかわらず、政財官融合体制でさらに国民に犠牲を押し付けてきており、その際立った典型例が、10年間にわたる大阪維新政治による保健所、公的公立病院の統廃合、職員削減で多くの死者を出していることをコロナ禍があぶりだして鮮明になった。

しかしその状況の中でも、和歌山県や世田谷区、宮古市ほか小さな市町でも首長が、また職員の奮闘で住民の立場で命と暮らし、地方経済を守る貴重な活動を行っていることがよくわかった。大津市も国や県の範囲内だけでなく独自性のある対策を打ち出すべきである。

今後、「新しい生活様式」ではなく「新しい政治、経済、社会のあり方」を求め、「人間性」を回復し、人々の命を重視する地域づくり、国づくりを求め、地域での共同の取り組みを進めていく、声を上げ続けることの大切さを学んだ。

●立道秀彦

安倍前総理、菅総理の新型コロナ対策の失敗により感染拡大の波が国民の命、暮らし、地域社会の持続性を危うくしている。こうした中でも、国は財界からの新たな地方制度改革要求とそれに基づく財務省からの要求に応じて、「儲ける自治体」づくりを進めている。国の方針に従う自治体に変質させられ、「団体自治」が壊されようとしているが、コロナ禍により命、暮らしが一層深刻な状況となっている中、財界の要求に従う国の方向に対して住民を守る本来の地方自治体の役割、姿勢が問われている。

全国では、多様な医療・経済・労働団体等が声を上げ施策を提案し、独自にPCR検査を実施したり、自治体自らが調査し、経営に苦しむ地域の中小・小規模事業者に対する支援を行い、地域経済の内部循環を図り活性化に取り組んだり、独自に本来の役割を果たすために取り組んでいる自治体がある。

大津市民から選ばれた議員として、住民福祉の向上という自治体の役割を大津市が果たすために、「国の決めたことだから」と方針に従う市政ではなく、特にコロナ禍という状況を踏まえ地域の状況、声を聞き市政に届け、その実現を職員のみならずとも力を合わせて取り組んで行くことが一段と重要だと考える。

●林まり

コロナ禍のもとで、例外なくデジタル化が進められているが、窓口の相談対応はAIが最も不得意な分野。特に災害時は使い物にならない。災害とコロナ禍を経験して、国言いなりではない本来あるべき地方自治体の探求が必要である。

足元の地域に視点を置き、内部循環型の経済をつくることが原点。京都府職労連等による商店街訪問調査の取り組みは、職員自らが商店街の意味や役割を再確認することになったし、商店街の事業者にとっても励みになったということである。

国政の転換はもとより必要であるが、憲法と地方自治法の精神に基づいて、市民福祉の向上と幸福追求権の具体化のために「公共」の役割を果たすことを求めている。

最後に紹介された、「常に地域にとって、住民にとって何が大事か考えるように。そのための政策の点検や法令に適合しているかのチェックが必要。」と言われる片山善博さんから自治体職員へのメッセージが心に残った。

●杉浦智子

菅政権がデジタル化を通じて地方制度改革を推し進めようとしているが、デジタル化で潤うのは一部の大企業だけで、自治体を変質させ住民サービスを後退させかねない。災害やコロナ禍を経験して、地方自治体では独自の取り組みが広がった。小規模自治体や大きくても地域自治組織が機能しているところでは給付事業やワクチン接種などが円滑に進められたとのことだった。災害時には、市場化やデジタル化では対応し切れないことも認識した。本来あるべき地方自治体の姿が浮き彫りにされたことは、貴重な経験として、今後の地域づくりに生かされなくてはならない。命を重要視するまちづくり、国づくりへの共感も広がったと言える。

コロナ禍を通して自治体が「公共」としての役割をいかにして果たしていくのか、議会はチェック機能を強めなくてはならない。科学的な知見と憲法をもとに、新しい生活様式ではなく、新しい政治・経済・社会のあり方を追及していくために、住民との取り組みを進めていきたい。

〈7月17日 Zoom 視聴〉

分科会・講座 3 コロナ禍から考える子ども・子育て支援

助言者：増山 均氏（早稲田大学名誉教授）

【要旨】

コロナ禍はこれまでに経験したことのないことばかりで、子どもたちにも同様、人流を避ける、密を避ける、ソーシャルディスタンスが求められている。また「産まれたら 四方八方 マスク顔」という川柳が詠まれているように、マスク生活の中で、人との関わりが薄くなっている。

乳幼児期には、保育士は感染防止としてマスク着用で、唇が見えない。口元の動きが感情を表し、そこからコミュニケーション能力を身につける。学童期は、身体をぶつけあって、感情を共有しながら社会性を育む。当面は安全安心を最優先にしながら、長期的にみた子ども期の視点を大切にすることが必要である。

昨年の臨時休校後の子どもたちは、外で思い切り遊びたい、友だちと遊びたい、友だちと会いたいという声をあげていた。一方で大人は、学力が、体力が心配、生活の乱れが心配とした。つまり「コロナ対策」の下で、大人の考えと子どもの願いに大きな相当のズレがあることを認識する必要がある。

学び最優先、遊びの視点がなくなることなど子どもたちが、このコロナ禍に経験している多くの困難から子どもたちを守るために、いくつかの声明が発出されている。これらを読み解き、コロナ禍の経験を生かして、よりよい政策にしていくことが求められている。その際の重要な視点が、子どもの権利であり、多面的・複眼的に捉えていくことである。

そして子どもの声、子どもの実態を集約・分析・検討を行ない、「子ども白書」にまとめていくことが提案された。

【所感】

●杉浦智子

コロナ禍はつい大人が目線で捉えがちで、子どもの目線で子どもたちの日常を見ることを忘れていないか、あらためて再認識させられた。子どもたちが抱えるストレスは、計り知れない。子どもたち自身が気づいている以上に、ため込んでいるであろうことも気にとめておく必要がある。

コロナ禍を通して、子どもの権利を見直し、その保障の重要性は実感する。子ども期に最も大切にしなければならないのは、遊び・文化の権利（子どもの権利条約第31条）であり、まず子どもが求めているもので、基本的権利とも言うべきである。「遊びは子どもの主食です」とあるように、遊びによって子どもは育つし、創造力を育てる。このことを私たちは、保護者や学校関係者、子どもに関わるすべての人と共有したい。

そしてこの権利を保障していくためにも、子どもの声を聞くことが必要である。実際には子どもの声を聞くということは容易いことではない。私たち大人の方が、「聞く」ことに習熟していかないといけないのではないか。どんなに子どものためにとっても、子どもにとってそれが一番とは限らない。子どもに近いところにいる人の声も聞き、子どもが発していることに気づけるように、子どもの声を聞く構造を生み出していく必要があるのではないかと思った。

今、国は「子ども庁」の設置を検討しているようだが、いかに子どもたちの声を聞くのか、そして声を反映するのか、取り組みに注視していきたい。

分科会・講座 5 水道広域化と民営化 — 広域水道に住民の声はとどかない

助言者：武田 かおり氏（AM ネット）

【要旨】

基調報告：広域化は効率的なのか

広域化は基盤強化の一つであるとしている。

水は重い → 遠くに運ぶことは省エネに反する。水があるところに、まちができてきた。

自治体が運営するということは、地域の水をいかに活用するか、を考えること。

◆広域化がをすることは、住民にとってはどうなのか。

広域化 → エネルギー

↓

遠いとそこまで行くのは嫌だな… =労働者の負担になる

→ ITを進めていくことになる

→ しかし… 現場を知らないと、何か起きたときに大変、負担も増える

技術的には、塩素でキレイな水をつくっている

→ 広域化で品質が保てるのか

→ ダウンサイジング でよいのか

都道府県（国）主導 → 住民の声が届かない

官民連携 → 包括委託、コンセッション

どこか（電力、ガス大手企業）をコアにして包括委託し、大きな事業体にしてコン

セッション → 民営化しやすくなる

民営化 → 企業団経営

都道府県単位で行なうメリット

◆報告 1. 日本初、全県広域化を行なった香川県

8市8町 2018年 用水管理も含む広域化へ ←水道法改正前

背景 渇水リスクが高い地域 … 香川用水

広域化以前から住民からは不安な声が上がっていた

広域化の進捗

2028年度までは区分経理、浄水場の廃止

各市町の財政状況の標準化 → 一事業体への統一へ、体制整備を行なう

ヴィオリア・ジェネッツ

Jチーム（広島で委託を受けている）

メタウォーター 電気施設など

2028年度 料金値上げ → 料金統一化

課題 71カ所の浄水場 → 35浄水場の廃止

香川用水 — 自己水源を失っていく

230億円で管を結んでいく

なぜ自己水源を開発してきたのに、香川用水なのか

180度方向転換していく → 浄水場の整理統合 = ダウンサイジング

5ブロック化 — 総合管理システムの導入、IT活用

自己水源をなくす = 合理的かも知れないが、自分の市町にとってどうかということを見ていく必要性

↓

一事業体にされていく中で、なにが行なわれているのかが全く見えなくなる。県で統一されていくと、自分たちの水という意識が失われるのではないか

=市町の手のひらにのっていたのに、関係性が失われる

広域化で住民参画がなくなる 広報も全県ものになる 年2~3回発行程度

企業団には各市町代表が参加 = 企業団議会 27名の議員

住民組織ができた

民営化への地ならし

◎自治の問題として捉える必要性がある

◆報告2. 突然の広域化 ～千葉県君津地域

木更津市に隣接する4市

財政力指数 地方交付税 水道事業に1億5千万円

統合広域化 — あり方検討会などから議論が始まった（2010年～）

県が進め方を示した（2013年）

県の方針通りに進める

課題 安定供給、企業債残高、技術職など職員の減少

→危機的

地下水の水質もよく、豊富な水源

広域化について比較検討するのか、しないのか

◆報告3. 奈良市の民営化は阻止したが、奈良県が進める広域化

奈良市民営化 … 市東部山間地域の赤字経営のところ、経営改善を理由に官民連携で検討（2015年、2016年）

- コンセッション方式 10～30年間の運営権を譲渡
- 民営化ではないと市は主張
- 現在、中断中

奈良県広域化 … 2017年

理由 人口減少
 施設の老朽化 … 更新費の増大
 職員の減少

↓

安全安心の水の供給

覚書締結 … 不参加表明している地域がある

2025年～ スタート

2022年度中に合意をめざす（2年間で試行）→スケジュール的に短期
 県水の活用（井戸水など地下水は使わない）

ダム：3ダム → 配水池の廃止もあり

国の補助金の活用

財政シュミレーション → 料金上昇抑制効果が示された
 人口減少に伴い給水人口も減、有水量も減
 料金はUPしても広域により原価が抑えられる。

料金シミュレーション → 2025年 事業開始…料金が下がるとみている
 引き継がれる資産が残ったまま統合
 収益が下がる。県営水道の内部留保金を活用する（公営企業法に抵触するのでは…と）

奈良市： 統合時 187円（県シュミレーションでは、194円）

年間取水量 奈良市は自己水源を持っている（防災時にも活きる）。これまで県水に頼らずにきた

課題

県水の一体化 → 奈良市が入らないと成立しない
 統合する際の資産 — 市町にかなりの差がある
 一定のルールを持つべきとの声が上がっているが、県は認めない
 大和郡山市が不参加を表明

奈良市水道労働組合として…

来年、奈良市水道創設100年を迎える。国庫補助金を当てにして、急速に広域化を進めていこうとしているが、市民、県民に知らせ、意見をあげていくことが重要

◆特別報告 広域化後に住民の声は届かない

大阪府下

ダムに依存していない、ほとんどが淀川
 企業団（大阪広域） 47%
 市 37%
 市町村 自己水源

- 2008年 橋下知事 — 二重行政の無駄をなくすことを主張
府が指定管理者となり、コンセッション方式導入を提案
- 2011年 大阪市民の財産を企業団に渡すのはおかしい → 大阪市議会で否決
市単独で水道事業
- 2013年 大阪市 水道民営化提案
- 2017年3月 大阪市議会 審議未了で廃案
- 2018年～ 府域一水道へ
府市共同で淀川水系上水道の最適配置
- 2019年 大阪市 PFI 管路更新事業 市議会に提案
- 2020年 可決

広域化すると住民の声が届かなくなる = 知事と首長とで決まっていく

42市町村 → コンセッション or 企業団

用水事業は企業団、給水事業は自治体が運営しながら広域一事業へ
府議会の関与も水道事業の廃止の時だけ

議会での議論

- ・大阪府議会 → 企業団会議へ…大阪市を除く 42市町村の議会議員の中から 33名
(堺市3名、30市町村から1名ずつ)

①会派がない

②議会が少ない、質問する議員がいない

年間2～4回、1回あたり30分～1時間程度

③住民意見を反映できるのか

- ・首長会議 → 年間1～3回、報告すらなし

議事録が以前はあったが、今はない

首長ですら地元市町村のことに関心が薄い

オール大阪 副首都本部会議 … 知事

副本部長：大阪市長、堺市長

成長戦略などを議論

今、行なわれているのは… 淀川水系浄水場の最適配置案

シュミレーションの中身自体は悪くないが、市町村の意見など全く反映されない

大阪市 PFI 管路更新事業

2019年 市議会に提案

2020年 市議会で可決

2022年 事業開始予定 … PFI 法改正、切り売りの民営化 15年間の事業

ノウハウ → 計画、設計、施工はモニタリングのみ

水道料金への影響はどうなるのか

◆報告 5. 全国最悪の広域化失敗事例

伊賀市 用水供給事業者にトンズラされた

多目的ダム 上水道に利用（治水、利水、流水）

洪水が多い中・上流を下流自治体の水道料金で補う

水需要が減り、利水撤退する自治体が増えるとダム計画が頓挫する
(丹生ダム、大戸川ダム、川上ダムなど)

↓

川上ダムは治水上は必要なかった

水資源機構がつくるダム(水道に利用するダム)だった…

河道改修だけで治水目的が達成できることがわかった

ダムは治水の一手段にすぎない

利水がないと、水資源機構が儲からない

三重県に利水撤退をさせず、救済策も用意

用水供給事業は1年やっただけ

借金とダム建設負担を伊賀市に押しつけ

← 両者の利害が一致

↑

撤退されては困る(水資源機構)

ダムが頓挫しては困る(県)

なぜ、こんなに水道事業が貧しくなったのか → ダムの利水

撤退できるようにすること

◆報告 6. 民営化凍結後の浜松市

現在、休止している…

2017年 下水道事業の一部をコンセッション

基本料金 1.5倍に

2018年 コンセッション導入可能性調査書(1億円)

年間41億円 → 51億円に増える見通し

県から45% 水を買っていた

大田川ダム建設 利水は天竜川から入れているところもある

大田川の水がなくても足りる

水道の民営化が延期された

浜松市の水道事業の職員が減少(技能職 20~30代 0) → 職員の採用を求めている

コンセッション 改築工事

20年間で251億円

整備事業などで税金投入されている ← 市民にはわかりにくい、見えない

特命随意契約で、事業者が決まりそうになって、議会でストップ

【所感】

●杉浦智子

民営化に対しては住民の反発が大きかった。しかし広域化は進んでいる。国は補助金を出して包括委託を進めてきた。料金が変わらなければよいということではなく、自分が飲んでいる水がどこから来ているのかを知ることの大切さを住民に認識してもらうことが重要である。

国が何を狙っているのか、これまで市町村が身の丈によって調整してきたものを、広域化して施設も統廃合することで、将来的にどのようなことが起きるのか、丁寧に住民と共に考える場をつくるべきであろう。シュミレーションして住民に情報を提供していくことも重要である。

コンセッションを導入しようとしても人が確保できない実態もある。職員を散々減らしてきておいて、今になって仕方がないこととするのではなく、コロナ禍を通して公務員の不足が顕在化したことを重く受け止め、公務のノウハウをどのように継承していくのか、市民の理解を得られるように情報を公開して、住民と共に考える機会をもつことも必要であろう。

大津市でも命の水をどのように維持し、安全安心の市民生活を提供するのか、住民とモニタリングを進めていく必要があると感じた。

分科会・講座 7 コロナ禍で考える持続可能な循環型経済と地域づくり

助言者：吉田 敬一氏（駒沢大学名誉教授）

【要旨】

新型コロナ感染症は世界経済、日本経済により深刻な危機をもたらし、国民のための経済のありかたを改めて問いかけている。

日本経済は、アメリカだけでなく中国とも深い経済のつながりがあり、米中対立が日本経済の先行きに混迷をもたらしているうえに、これまで進めてきた経済のグローバル化による自由貿易の限界が明らかとなっている。そのことはリーマンショック以上に GDP が下落する状況にも示されている。

コロナ後の経済対策について、日本の中小・小規模事業者は生産性が低く、数が多すぎるとして、生産性原理に基づき淘汰していく考えが政府の中から出ている。しかし根拠としている OECD 統計は、アメリカでは自営業者を含めておらず、日本の多くの企業の本社が東京に集中しているなど、違いを反映しないものである。このような指標に基づいた国際比較をもって、生産性が低いのは中小企業の責任とすることは間違っている。

持続可能な地域経済は、これまでのような地域外からの企業誘致頼みでは実現できないことも既に明らかである。コロナ禍で、地域住民のための持続可能な地域経済・社会を支えるローカル循環型の経済の重要性が、より鮮明となった。

中小・小規模事業者は、生活必需品の供給と雇用の維持、地域福祉・教育機能など人間を大切にす必須条件の整備、充実、環境保全、地域生活文化機能の振興というローカル循環型経済に重要な役割を果たしている。淘汰するどころか、守り、振興していくことが行政に求められている。

地域経済振興の取り組みにおいて、それぞれの歴史、特徴など地域の特性を踏まえた実態をつかむこと、地域の可能性を掘り起こすことが重要である。

東京都墨田区では、1979年に制定された中小企業振興基本条例の調査に向けて、係長級クラスの職員を軸に約200名で区内約8千ある事業所すべてを調査。

悉皆調査を職員自らが行うことにより、街を愛してやまない多様な経営者や人材を発掘し、その後の街づくりに生かすことができた。いくら予算をかけても、自らが行わなければ、調査を活かすことはできない。

「地域経済振興に特効薬はない。基本は、地域“深耕”。」

どんな企業があるのか、深く耕すこと、職員が知らなければ、絵に描いた餅、薄っぺらな実効性のないものになる。

地域振興の基本は、“地産地商”。価値を生む産業（農林漁業・建設・製造）と、価値を実現する産業（流通・サービス）を地元資本が担うこと、大企業に任せないことが重要。

○帯広市からの報告

中小企業振興基本条例の制定から15年。地域循環型の経済で、地域の土台をしっかりとつくることが

人口対策になる。

○長野県大町市を拠点とする NPO 地域づくり工房の報告

自然エネルギーを活かした地域おこしで、地域に小金が回る仕組みをつくる。地域資源の活用で循環させるだけではなく、全国に通用するブランドとして磨き上げる努力を重ねることで活動が維持できた。

【所感】

●立道秀彦

私が驚き感動したのは、東京都墨田区での区内事業者への調査の取り組みである。実態を掴むだけでなく事業者と行政とが顔と顔を合わせることで、信頼関係が生まれることに繋がる。地域経済の活性化にとっての事業者に対する行政の熱い姿勢を感じた。全国では事業者との信頼関係を築き地域の長所と弱点を把握し可能性を調査研究し、個性豊かなまちづくり・地域振興に取り組んでいる自治体がうまれている。

現在大津市に於いても中小企業、地域産業振興に関する条例の策定に向けて取り組んでいるところであり、より良いもの、実効性があるものにしていくためにも墨田区と同じように出来なくてもコンサル任せにせず、職員が同行するなど事業者の所へ足を運んで状況、要望を聞き、信頼関係を築くことが大切であると感じた。

官製ワーキングプアを生まないために公契約条例を制定する自治体が広がっている。大津市内の地域経済にとってもまた地域の事業者、雇用労働者の雇用と、生活を守る為にも制定に向けて取り組む必要があると考える。

●林まり

報告で印象に残ったのは、東京都墨田区の事例だった。職員を軸に約200名で、区内事業所すべてを調査された。コンサルや調査会社を使うことが当たり前になった今、40年以上前のことではあるが、学ぶところは大きい。

大津市では今年度、地域産業や中小企業振興に関する施策の見直しを行い、条例の制定やビジョン策定の取組を進めている。円卓会議で商工団体等の関係者と意見交換を行っているが、真に地域経済の発展に資する実効性のある条例やビジョンとするには、職員自らが汗をかき、事業だけでなく人材も含めて地域を知り尽くす「地域“深耕”」が欠かせないと教えられた。

大津市でも身の丈に合った足腰の強い地域内循環へ向けて深く耕せるよう、職員を励ましつつ一緒に考えていきたい。

分科会・講座 11 講座 デジタル化と地方自治のゆくえ

講師：本多 滝夫氏（龍谷大学教授）

【要旨】

第1講 日本の地方自治の歩みと総務省第32次地方制度調査会答申

日本国憲法における地方自治の基本原則には、住民自治と団体自治が含まれており、住民の権利、国民主権を地方でも実現すること、基本的人権の尊重や平和主義を実現することが出来る身近な自治体の存在を保障するもので、基礎的な市町村と広域的な都道府県の二層制になっている。

国が進める市町村合併は、住民自治の拡充や地方の財政的自立の確立につながらないことはあきらか。総務省が2018年に示した「自治体戦略2040構想」は、地方自治体は、自分達で独自の行政を

展開するのではなくて、国が求める標準的な行政で良しとしなさいというもの。地方自治サービスの民間事業化、最終は道州制につながり職員は半減され、それでも自治体に残るサービスは、AI やロボット技術が対応し、ICT 産業が担うことになる。

第2講 地方行政のデジタル化と地方自治

政府と財界は新しい資本主義経済発展のための構造改革と、社会制度改革のためとしてデジタル化を原動力とした Society 5.0（サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させた『超スマート社会』）実現の取組みを推進している。地方行政のデジタル化による行政の垂直的連携・統合は自治体の自主性の弱体化、公共サービスの水平的連携・統合は自治体の住民に対する責任を分散化することにつながる。

自治体が、独自の業務フローやデータ仕様を標準化対象事務の情報システムに実装させることは例外的にしか認められなくなる。AI による処理を前提にした行政手続きのオンライン化などは対面窓口の縮小、行政サービスの地域運営組織や事業者丸投げにもつながる。事務処理や個人情報保護において独自性＝自治を喪失し、住民に対する行政責任を手放していくことになる。

第3講 地方行政のデジタル化と個人情報保護制度

デジタル改革関連6法案が成立した。データ連携のために「相互のデータ活用」や「公共データのオープン化」を進めて行く上で問題となるのは、個人情報保護。改正法施行後は、2000 個問題と言われる国と 1800 の自治体にある個人情報保護制度の一元化が行われ、法定の自治事務となる。自治体が上乘せ・横出し条例をつくれるのか、国が地方自治体に助言・指導、勧告などで関与を強めるのか不明である。

個人情報保護制度は、地方自治体が住民のプライバシー権や自己情報コントロール権を保障するために長年積み上げてきたもの。GDPR（EU の一般データ保護条例）との調和の必要性から法令の改正を説くのであれば、まさにその方向で地方自治体の個人情報保護制度を充実させるべきである。

【所感】

●小島義雄

資本主義社会の矛盾が積み重なり、その打開の一つとして人と費用の削減のために「デジタル化」が利用されようとしている。このコロナ禍でもいかに行政サービスが、窓口が、専門職員が必要かあきらかになったが、その災害までも利用して人や費用、施設の削減のためデジタル化推進を公言する経済界や政府には、国民の命や主権などまったく眼中にないことを再認識させられた。

大津市においても市民生活への影響の論議も浅いまま、デジタル化が進められようとしている。個人情報保護に地方自治体としてどのように取り組むか、議会として学習せねばならない。人権や民主主義擁護、人が人として生き生きと暮らせる社会の実現のため、我々議員にも、いっそう市民と共同して、地方自治体の主体性を守る闘い、各種住民運動が求められている。

〈7月18日 Zoom 視聴〉

分科会・講座2 新型コロナで考える地域医療と公立・公的病院のゆくえ

助言者：太田 正氏（現地実行委員長・作新学院大学名誉教授）

【要旨】

新型コロナウイルス感染は、これまで国をはじめ自治体が行ってきた保健所や医療の削減による命を守る体制の脆弱さをあぶりだした。その典型の大阪では、感染者の8割強が入院出来ない状況をつくりだし、看護体制が確保できず、入院患者2人に対し看護師1人の体制が7対1になってしまうなどにより、多くの尊い命が失われてしまった。人工呼吸器の挿管を行う患者を高齢者から若者優先にするなど、命の選別（トリアージ）を行わざるを得ない状況となった。

大阪の重症化率の推移を見ると、第4波の3月の1か月間は、60代・70代・80代のみ、それまで増えていた重症化率が下がっている。重症化しやすいはずの高齢者の重症化率が逆に低下しているのは、人工呼吸器やマンパワー等の医療資源の制約の中で、本来は重症者とされるべき高齢者への気管挿管が低年代の患者に振り替えられたことを示している。

●堺市の自治労連から意見発表→

「命のトリアージ」、選別を保健師が行わざるを得なかった過酷な現状について、10人に1人しか入院させられない時があり、これはどこでも起こりうること。

一般的にいう「必要とする人に、必要な時に、必要な医療を提供できない状態が社会的に継続すること」という、まさしく医療崩壊が発生した。これは大阪だけではなく、全国どこでも起こる可能性がある。「医療崩壊」は、医療機関のみで起きるのではなく、保健所、救急搬送機関、介護施設などに大きな負荷がかかり、保健・医療・介護システムにほころびが生じて引き起こされる。しかも地震や噴火のような「想定外」に突然生じるものではなく、潜在的な「実質医療崩壊」状態が、感染症の爆発的感染拡大などの緊急事態をきっかけとして顕在化したもので、起こるべくして起きる事態と言える。

これまで推し進めてきた保健所、医療体制の削減が招いた深刻な事態があるにもかかわらず、政府はさらに医療費抑制政策を進めようとしている。

第204回通常国会では、75歳以上の医療費窓口負担の2割への引き上げや1万の病床削減を行う法を成立させた。これは医療の供給抑制と需要抑制を図るもので、大きくは地域医療構想に基づいて病院の規模のダウンサイジング、あるいは広域化、統廃合を進めるもの。すでに424の公立、公的病院の統廃合を打ち出している。個別には公立病院改革ガイドラインによる合理化の押し付けである。

こうした国の方向をやめさせ、憲法25条に保障された生存権を守る為に、独立行政法人化などを止め、公立公的病院を守り、公衆衛生、医療の充実を求める取り組みが重要である。同時に民間の病院との押し付けでない連携、協力も大事であり、そのつなぎ役として行政の果たす役割も重要性が増している。

【所感】

●立道秀彦

全国では公立病院の独立行政法人化が進められて営利優先となり、人を減らし人件費を抑えることや利益が薄くリスクの高い診療科をなくすなどが起こっている。

新型コロナ感染により医療の重要性が深く認識されている中で、大津市に於いては、市民病院はすでに独法化されてしまったが、財政をしっかりと繰り入れて市民の命・健康を守る拠点病院として守っていく責任が市にはある。また、大津日赤をはじめ市内の各病院と連携を図りながら地域医療の充実のために役割を果たすことが求められており、国の病院統合や病床削減を許さない声を上げることが重要と改めて感じた。

●林まり

助言者の太田氏からは、新型コロナによって命の選別が実際に行われたことなど、豊富なデータを使って、医療崩壊に至る要因と背景、医療はそもそも儲からないからこそ、国や自治体、公的機関で整備されなければならないこと、医療は公衆衛生とセットで整備されなければならないことなどお話しいただいた。

特に印象的だったのは、大阪で実際に起きた“命の選別”と「医療崩壊」について、重症化率の推移を折れ線グラフにしてご説明いただいたことである。

医療費削減と効率優先による医療政策が続けられ、医療従事者等の犠牲と疲弊による下支えによって何とか成り立っていたものの、平常時から潜在的な実質医療崩壊状態にあったところへ、新型コロナパンデミックが、保健・医療・介護システムのほころびをあぶり出したのである。日本の医療提供体制国民の生存権に基づく公衆衛生と医療の保障を、平時から求めていくことが必要である。

さらに、天津市は、5年前に市民病院を地方独立行政法人化し、議会の関与が薄まっているが、「天津市立市民病院」であることに変わりなく、必要なことを求めていくことをご助言いただいた。市民病院として、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児医療）をしっかりと守れるよう求めていきたい。

分科会・講座 8 講座 自治体財政のしくみと課題

講師：川瀬 憲子氏（自治体学校長・静岡大学教授）

【要旨】

少子高齢化、人口減少、グローバル化、格差拡大、非正規雇用の拡大、ワーキングプア、自治体戦略 2040 構想。安倍政権によるトップランナー方式導入で、行政サービスの民間委託や指定管理者制度へのシフトと交付金削減による地方自治体の切り捨て。成果主義、財政誘導による「地方創生」とセットによる集約型国土再編などが進められる中、維持可能な社会、セーフティネットの構築、基礎自治体（市町村）の役割の重要性、住民自治、住民参加が重要な課題となっている。

「地方再生」の名もとの集約化は、2014 年「国土グランドデザイン 2050」（日本版コンパクトシティ）、立地適正化計画、公共施設統廃合、「まち・ひと・しごと創生法」。2020 年地方版総合戦略、2021 年デジタル 6 法が成立し、ますます監視社会、集権型国家システムへの再編と財源の中央集中が進められている。

2021 年度総合経済対策は、コロナ感染症対策、ポストコロナに向けた経済構造転換として自治体行政の標準化・共通化、マイナンバーカード、ポスト 5G を見据えたデジタル改革、カーボンニュートラルへ向けた技術開発などが予算編成され赤字公債が増額している。社会保障関係費は抑制され、高齢者の負担増、病院などの統廃合。社会資本整備では PFI、PPP 事業、スマートシティ、水道・下水道の広域化の推進。

地方財政「適正化」で、地方公務員数は 328 万人から 276 万人と大幅減少し、対人サービス提供のためには限界に達している。窓口業務や図書館などのアウトソーシング、職員の会計年度任用職員化、非正規化が進められ、労働条件も大幅に引き下げられている。

集約型国土再編と地方財政措置が、同時並行で推進されている。

これらの自治体財政や市民生活への影響として

→静岡市の場合：清水市などとの合併で政令指定都市へ移行。合併特例債 650 億円を得たが、公共

施設統廃合、集約化などを進め借金が残った。清水駅周辺の都市機能集約については、住民から反対意見と代替案が出され、清水庁舎移転は現在、ストップしている。

「地方創生」政策は福祉や教育、文化施設などの統廃合を含んでおり、市民生活に大きな影響を及ぼす。巨大地震など災害リスクが高まっており、市民の生活権に多くの課題が残る。地方財政権と住民主権の確立が求められる。市民的公共性の観点から考え、問題提起していく必要がある。

【所感】

● 柏木敬友子

自治体財政のしくみが、財源の中央集中と集権型国家となっている。デジタル関連法で地方のデジタル化を進めるなど、さらに国家が地方行政を国の方針へと持っていくことが顕著になっていると指摘をされた。

大津市でも地方交付税を少しでも多く獲得していくという政策を進めてきた。公共施設管理運営の指定管理者制度の導入、大津市民病院の独立行政法人化をはじめ、職員数の削減やAIの導入などを急進的に拡げるなど。今後も政府の方針に乗れば学校用務員の民間委託のさらなる拡大や、図書館の民間委託も進められるだろう。労働者の処遇がどうなるのか、サービスはどうなるのか、市民サイドからの影響を注視する必要がある

講師が例に挙げた静岡市でも、国の集約連携型都市構造、立地適正化計画の具体化として、公共施設等の統廃合を進め、駅周辺に都市機能を集約、病院を海の近くに移転する計画がある。地域でも津波浸水区域に移転することに懸念が広がっているという。国が財政誘導する事業が、本当に住民福祉につながるかどうかの判断が必要と感じた。

● 小島義雄

公共施設建設や統廃合、民営化や人材確保については、特定企業や個人の利潤確保に利用されている現状が特に目につく。大津市においても財政難、行政改革の名のもとにガス事業の民営化や指定管理者制度の導入拡大、独法化などが進められ専門職員も減らされてきた。国民主権、基本的人権が保障される社会的公平、住民の福祉向上のための行政が行われるよう、住民参加による地方自治推進の緊急性を認識した。

〈7月24日 Zoom 視聴〉

分科会・講座1 全世代型社会保障と介護保険

助言者：芝田 英昭氏（立教大学教授）

【要旨】

介護保険 — 収益性、効率性が追求されるばかり、当初の介護の社会化という目標、目的は全く放棄されてしまっている。20年の経過で変化している。

コロナ禍での介護の現場で何が起きているのか、医療現場などはクローズアップされているが、介護は意外と知られていない

全世代型社会保障

2019. 12 第1次中間報告

2020. 6 第2次中間報告

2020. 12 最終報告

網羅的に社会保障について述べられると思われていたのに、そうではなかった。

→ 最終報告は最終の体をなしていない

第2次中間報告と最終報告で一つのものになるのか

最終報告を方針とした

①全世代型というのに、障害者福祉に触れていない → 目的が生産性に特化
特異なものになった

②少子化にも一切触れていない → 少子高齢化社会の中での給付をどうするのかというこ
となのに、負担問題にすり替え

コロナ禍

将来的に AI、デジタルの活用には変化はない。いかに医療・介護分野で人材が必要となる
のか、いかに人がいなくてもよいようにすることが述べられている。

生産性の向上

→ 非接触型労働 に置き換え

↓

↓

デジタル・AI を活用して人を減らす

人を減らし接触を避けるために AI・デジタル活用

コロナはとても都合がよくなった…

人を介護現場から減らせる → 商品を生産する現場ではない

対人社会サービス

= 生産性、効率性にはなじまない

本業以外の事務業務がとにかく多い

教育・医療・保育・介護も → 事務作業にデジタル・AI の活用はありだろう

→ 労働者、利用者にとってメリットがあるのか、の視点が大切

日本の資本主義の問題

社会構造がかなり歪になっている

労働契約を結ぶ結ばないということではなく…

高度経済成長の終焉と共に技術力の衰え → 中国ではさまざまな事業者が新しい分野に
乗り出してきた

↓

デジタルロボティクス、AI

↓

日本には一気にここに踏み出したい

↓

◎これでよいのか？

専門性の問題として考えていくこと

専門性とは？ ↓ 専門知識、経験、ライセンスがあるということ

それに加えて…

予見性 : ヘルパーが目の前の利用者が 10 分後どうなるか、どのような状態になる
のか予測できる能力 (体調、気分など)

裁量権 : ヘルパー自身が自分の判断で対応できるということ

医師や看護師、教員、弁護士には5つあるが、介護職にはない

介護保険は医療保険と同じではない = 保険料を払って医療、サービスを受ける
憲法上に規定がない → 医療保険にはある 診療報酬は直接医療機関に入る
公的なもので組織されている

↓

介護保険は異なる 代理受領 — 現金給付=給付は費用に
(煩雑にならないようにという理由)

↓

本人が9割を受け取る

89条違反には問われない

サービスを買う = 医療にはない概念

医療は株式会社ではつukれない → 介護は株式会社が参入している (89条)
多様な主体の参入で競争させる 活性化
公定価格が決まっているので競争にならない
参入しても競争にならないから廃業、倒産に
田舎ほど公が担う

介護保険が医療と同じようなシステムならよかったのか
財界のマーケットに開放した … 利用したいときに利用できるか
65歳以上で介護保険を利用しているのは、10数%

8割の程度の高齢者が介護保険を利用せずに亡くなっている

介護と老人福祉が区分されている

人間が生きていくのに、ここで線を引くことはできない

介護保険は申請制

介護認定をしない限り利用できない

同じ高齢者の問題なのだから、状態で分けられるのではなくて一本化すること

医師不足が報告の中では気になった…

医師不足の不安がある → 地域の医師不足への不安 (=主観的な見方)

→ 医師不足の不安 (=客観的な見方)

日本の医師は極めて少ない = 人口100人あたり2.4人

↓

医師免許を持っている人でカウント

米国などは医師行為をしている人をカウント

財源論は触れていない

全ての人が負担しようとしている = 高齢者は給付ばかり、現役は負担ばかり

↓

おかしい (=分断と対立をあおる姿勢)

ライフステージごとに見ていくことが重要

→ ライフステージごとに分断しても無駄

ライフコースとしてみる → 現役時代に負担して、高齢になれば給付を受

【所感】

●杉浦智子

コロナ禍で医療や介護、保育などさまざまな分野で大きな影響が及んだ。特に介護現場の現状がなかなか見えてこなかったが、介護の事業所の運営危機の一方で、介護サービスが受けられない高齢者の暮らしの危機も深刻な事態となった。

結局、介護の社会化はどうなっているのか、パンデミックを通じて明らかになってきた。また制度の矛盾が制度崩壊につながりつつあることも見えてきた。介護度が上がれば負担も増える。負担が大きくなるからサービスを控えようという意識が働く。これが制度利用が伸びない。必要なサービスが利用できていない実態があるのではないかと考える。

全国でも介護職場が10年後続けられているのかという問いに対し、難しいとの声が圧倒的だったとのことで、人員の確保、体制の強化のための財政支援が求められている。人材の養成、確保はどの自治体でも喫緊の課題であるが、共同の力をどのように生かしていくのか、住民と共に課題を抽出し運動、実践へと結びつけ、知恵と工夫を自治体に提案していくことも必要だろう。

社会が人権を保障することをめざしていく世論を今こそ大きくしていくべきである。

分科会・講座4 自治体民営化のゆくえー『公共』の変質と再生

助言者：尾林 芳匡氏（弁護士）

【要旨】

わが国の行政サービスの民営化は、「聖域なき構造改革」を進めた小泉政権が公共施設の指定管理者制度（地方自治法改正）、独立行政法人化（特殊法人等整理合理化）その他を推進。その後の民主党政権では、一定の公共サービスの維持、歯止めがかけられたが、安倍政権下で再度アクセルが踏まれ、国家戦略特区法、PFI法改正、地方独立行政法人法改正、水道法改正などの立法化が進められた。

民営化により、経済的には民間事業者の利益、配当、役員報酬確保のため、社員の非正規雇用・派遣社員化による人件費圧縮が大きな特徴となる。そのため、最低賃金法にも反する時給など公共職場に強度の搾取を持ち込んだり、企業秘密による情報非公開、本来行政が負うべき責任をボランティア任せにするなど大きな問題を生じる。さらに、消費購買力・所得税収が減少、利益は本社へまわる仕組みが明白になっている。

また、企業が利益を上げやすいようにPFIの相次ぐ法改正、コンセッション方式導入などが、各地域で様々な問題を起している。会計検査院は、契約に沿った適正なサービスが提供されていない事例2,300件について、国に再発防止を求めている。

指定管理者制度で住民サービス低下、癒着、雇用問題が広がっている。

交付金削減を目的に、職員定数を削減し地方議会の関与などを無くす地方独立行政法人制度。特区、市場化テストの推進。公務職場の偽装請負も問題化。

自治体の公共サービス民営化を考える視点は、①専門性・科学性、②人権保障と法令順守 ③実質的平等性 ④民主性 安定性が必要。コロナ禍のもと、PCR検査、ワクチン接種の無償は公共の役割、公衆衛生として当たり前のこと、営利主義、新自由主義からの脱却が求められている。

【所感】

●小島義雄

行政責任を放棄し公共事業や施設を民営化し、国民や住民の暮らしよりも一部企業の利益優先を進める国や地方自治体。政治は誰のためにあるのか。改めて考え直させられた。市民の声に耳を傾けず何でも民営化の前市政に比べ、現市政は民営化にブレーキがかかったように見受けられるが、今後、水道民営化の国内外の経験にも学び、失敗を繰り返さないために議会でのチェックが求められる。営利主義、新自由主義から脱却し、憲法が保障する生活が送れる大津市政にすることが必要と痛感した。

分科会・講座6 自治体のデジタル化でどうなる公務労働

助言者：黒田 兼一氏（明治大学名誉教授）

【要旨】

デジタルとアナログ

現実の世界はあらゆるものが連続し、切れ目のないもの。とらえどころのないもの。それを計ろうとしても正確には計れない。しかし私たちは目的に不要なものは頭の中でそぎ落として、それをおおよその形で計り認識している。これを Analogy（類似、類比）に由来して analog という。デジタルとはそのアナログを区切って数値化すること。

例えば、10時8分を表したときに、アナログ時計は秒針で8分でも秒針で9分にまもなくさかどわかかわかるが、秒が表されていないデジタル時計はその情報がわからない。つまり、デジタルは区切り方によって落ちてしまう情報が存在する。

コロナ禍で見えてきたものは・・・

医療と健康の公的施設の破壊が、コロナ危機の中であらわにされた。特に大阪市（2,714,484人）は1保健所当たりの対象人口が全国で一番多く、保健所の削減を行った橋下元市長も認めている。

そのような中、急ピッチで進められるデジタル化は、自治体と公務労働に何をもたらすのか。

- 先の国会で、デジタル関連法が成立した。デジタル庁創設、マイナンバーと預金口座の紐付け、2025年までに自治体システムの標準化が主な内容。

DX (Digital Transformation・デジタルトランスフォーメーション) とはデジタル改革の意味。2018年に経産省がガイドラインとして持ち出したDXは経団連の「成長戦略」として政府と財界の深い結びつきがある。

- 国と財界はデジタル化で自治体をどのようにしようとしているのか

①AI やロボットの活用、自治体行政の標準化・共通化で従来の半分の自治体職員で可能な仕組みの確立

②自治体を、新たな「私（シェアリング・エコノミー）」「共（地域を基盤としたNPO等）」を活用した「プラットフォームビルダー」にして、住民サービスを提供する当局から、管理する当局へ自治体の役割を変えていこうというもの。自治体DXは公務労働をスリムにしていこうというもの（スマート自治体）

- この方向性は住民にとってどのような影響があるのか

「便利」になるが住民サイドの多様な要望に扉を閉ざすことにならないか、民間の新たなビジネスチャンスとなるが個人情報を守るのか、個人情報の一元化による国民管理、超監視社会の恐れ

はないのかなど見ていく必要がある。

AIについて、あらかじめ人間が作ったやり方で、計算・認識・整理する作業は得意だが、人間の代わりに判断することはできない。あくまで住民サービスの向上手段として、人間の補佐、道具として活用すべきもの。AIだけで完結させるのではなく、担当職員につながる仕組みづくりが重要である。システム提供者任せにせず、市民と職員の目線、現場からのチェックが必要である。

日本の公務員は先進国中、最低。「デジタル化」で、さらに減らしていくという方向にしてはならない。

【所感】

● 柏木敬友子

今、私たちの生活にデジタルはどんどん入ってきて「便利さ」の追求は止まない。しかし、黒田氏の助言により、デジタルは早く情報を入手できるという便利さの一方で、デジタルは、区切り方で重要な情報が隠されてしまう可能性があることがわかった。自治体は市民の多様な生活、要望をうけて、住民福祉の向上を追求していくという本来の趣旨を果たそうとすると、デジタル化で必要な情報を見落とすことがないようにしていくことが必要と学んだ。

● 立道秀彦

コロナ禍により社会のありようが問われ、社会生活を支える体制の脆弱さ、問題がうきぼりとなる中、国はその解決に有効だとしてデジタル化を強力に推し進めている。

国民、市民にとって真に生活に役立ち、豊かにするデジタル化を否定するものではないが、今、国が推し進め自治体に押し付けようとしているデジタル化は、生活を豊かにするどころか、公共サービスの産業化を進めるものである。住民サービスが向上するのか、半数の職員で地方自治ができるのか、問われるところである。

AIは人間にとって代われない。あくまでも補助をするツールであり、住民と共に培ってきたノウハウを持っている職員は不可欠である。過剰な仕事量の軽減、労働時間の削減に使われるべきである。

大津市でも保育園の入園手続きやいじめ対策にAIの活用が始まっているが、すでに導入されているAIなどをどのように活用するのか、提供企業任せにせず議論し、市民生活の向上を図るための職員の仕事に活かされているのか、活用状況のチェックが必要だ。

● 林まり

自治体のAI利用にあたって問題となる決定的なポイントの一つが、アルゴリズムの策定。効率性や経済性を重視するのか、住民に寄り添った判断基準とするのか、基本は全体の奉仕者としての判断基準である。今、人事評価もAIに任せる動きすらあるという。効率性は改善できたとしても、監視が強化され、データが収集されても、数値化されない仕事は評価対象とはされない。職場差別が悪化する恐れがあるとの指摘もうなずける。

報告のあった先進事例も、山間地で住民の負担を軽減し喜ばれているということであったが、持続可能性という点でスマート農業の将来的な住民負担について、また、オフィス改革も総務省から出向した人材による強力なリーダーシップがあったとのことで、住民にとっての利用しやすさ等、どちらも疑問が残る。

助言者お勧めの、ネットフリックスで配信されているドキュメンタリー映画『監視資本主義：デジタル社会がもたらす光と影』は、ぜひ観てみたいが、その検索も契約も視聴したことも監視され、ビ

ッグデータに蓄積されていくかと思うとためられる。一方、お勧めの一冊、斎藤幸平『人新世の「資本論」』も同様であろうと知りつつ、ネット注文した。結局、私も、忙しさを理由に便利さを優先させている一人だ。様々なデジタル化が、真に幸福追求、住民福祉の向上となるのか、加速するデジタル化の中で地方議会の一員としてチェックするためには、まずその意味をしっかりと咀嚼しなければならない。

〈7月25日 Zoom 視聴〉

分科会・講座 12 講座 瀬戸際に立つ地方自治

岡田 知弘氏（自治体問題研究所理事長・京都橘大学教授）

【要旨】

地方自治を、歴史的な視点から現在までの変遷、主権者である住民のものにするにはどうしたらいいのか。

人間社会にとって、必要不可欠な政治組織であり自治組織である地方自治体は、戦後憲法下ではじめて地方自治の規定が盛り込まれて制度上誕生し、日本国憲法の第八章の地方自治に、憲法の3つの理念が集約されている。

全国市長会が求めた戦後の道州制・府県合併論が、今でもくすぶっており、経済のグローバル化とともに財界主導によって道州制導入のビジョンが示されるが、それは、住民自治のさらなる破壊をもたらすもので、すでに実施された大規模な市町村合併の事例が明確に示している。地域経済は衰退し、人口減少は加速したことを私たちは経験している。

第一次安倍政権下で、道州制推進体制が構築されたものの、市町村合併の失敗は、保守系の首長や議員からも総反発を受け、第二次安倍政権下においても、道州制推進基本法案は、さらなる市町村合併につながると、国会日程できない事態が続いている。「地方創生」は、道州制導入までのつなぎであることに注意が必要。

「公共サービスの産業化」のターゲットは、社会保障サービス・地方行政サービス分野で、多様な主体が参入し、多様なサービスを提供できるように、環境整備をし「成長産業化」を進めるとされている。そして、デジタル化政策である。スマート自治体、AIを使いこなす自治体、自治体行政の標準化・共通化を進め、シェアリングエコノミーで労働者にギグワークを押し付ける。

問題は、増田レポートの「人口減少」論を無批判に取り入れ、これを前提にした逆算的な制度改革を求め、それ以外の政策論議を排除していること。何よりも、住民自治、主権者としての住民の存在に対する根本的な視点の欠落、人口減少を理由にした団体自治の否定である。

こうした動きは地方自治体の全権限性、自主組織権、自主財政権の理念に基づく地方分権改革を行っているヨーロッパと比べれば、特殊で、世界の流れに逆行するものである。

対抗構想は、一人ひとりの基本的人権と福祉の向上を目指す地方自治、地域再生である。今まで以上に、住民自治を基本に置いた団体自治の発展が求められている。

【所感】

● 柏木敬友子

地方自治とは、「国家の領域を多数の地方自治体に区分し、国家から一定範囲内で、その領域を統治する権限を地方自治体に与え、それを地域住民によって処理している政治形態を指す」とされている。明治憲法の中で地方自治体は、国の出先機関の役割であった。しかしそのもとでも、自由民権運

動の中で、地方自治を求める運動が起こった。戦後、憲法第8章に地方自治が盛り込まれ、民主的自治体づくりの運動とともに、革新自治体が生まれた。

財界が求める道州制は究極の構造改革であり、その中で、公務員削減、議会削減、議員削減を進めていくなどとてもない構想である。安倍政権は本格検討ができなかったが、これがもし実施された後にコロナパンデミックになっていたら、医療崩壊のように自治体崩壊になっていたのではないかと思う。

国からの方針だけを確実にこなしているだけでは、主権者に最も身近な地方公共団体「暮らしの組織」としての基礎的自治体の役割を捨て去ることになるのではないか。

国民一人当たり10万円の特別定額給付金、ワクチン接種は規模の小さな自治体ほど早くスムーズに取り組んでいる。大津市でも、支所を中心とした小単位の行政を充実することが、きめ細かな行政、地域住民の自治が発展して、地方自治体を主権者として住民のものにすることができるのではないかと考える。

●小島義雄

住民自治、団体自治とは何か、いかに強化再構築していくか。今まで以上に住民自治を基本に置いた団体自治の発展が求められており、主体的な運動こそが解決の道を作り出す。コロナ禍など大災害の時代に入る中で、住民の命を守り、人間らしい暮らしを再生・維持する持続可能な地域づくりが求められている時代。足元の地域を知り、科学的に将来を見通せる学習・調査・研究・政策活動が必要不可欠であることを学んだ。

大津市においては前市長が小学校区ごとにある36支所が統廃合計画に対し、市民からの大きな反対運動で、新市長の下、36支所が維持されることになり、コロナ禍でその存在価値が再認識された。市民の望む自治体にすべく、さらに力を上げたい。

●立道秀彦

これからの地方自治を、住民のためにその役割を発揮していく上で、地方自治の歴史を捉え未来を展望することが、コロナ禍に於いてとりわけ重要になっている。

明治憲法下では地方自治だけでなく、選挙権も戸主かつ25歳以上の成年男子かつ国税を納める者に限られ、女性には選挙権が認められていなかった。国民の声と運動により、戦後の憲法下で地方自治の規定が盛り込まれ、女性の参政権も認められ、国の下請け機関ではない地方自治体が、人間社会にとって必要不可欠な政治組織の制度として明記された。

しかし政府はその後、国の方針に従う自治体にするために国家統制を強化し、地方自治を弱体化しようとしている。

国の進める地方自治体の役割を変質させ統制する動きに抗して、住民自治・団体自治を守り発展させる取り組みが全国の自治体の中から生まれている。足元から住民の命を守り、人間らしい暮らしを再生・維持する持続可能な地域づくりが求められている。

大津市に於いても、国の方針に従うだけではなく市民の願い、声を聞き、どうすれば課題を解決でき、市民生活を守り豊かにできるのか。市民に責任をもつ自治体としての姿勢と取り組みが一段と重要になっており、我々にもその実現に奮闘することが求められている。

●林まり

搾取する政治が長く続き、搾取できる労働人口が減るとみて、地域には自助・共助・互助で助け合

いを押し付け、公のサービスは少数の大企業が私物化し、そこで労働者は安く働かされる。ギグワークの福祉分野での導入が検討されているという。今でもケア労働は低賃金なのに、それを改善しようという方向には働かないのだ。このままの政治が続く限り。

結局、私たち一人ひとりが問われているということが、長い講義の締めくくりであった。今が瀬戸際、「騙されない、諦めない、声を上げれば政治は変わる」という立場を貫き、市民とともに取り組んでいきたい。

●杉浦智子

地方自治、地方自治体がいつ頃、どのような背景の中でつくられたのか、歴史的な流れと共に学ぶことができた。戦後日本国憲法に「地方自治」が盛り込まれ、地方自治法で団体自治、住民自治が明確化されて、制度上は理想に向かって動き出したが、実態は中央統制が強化されていった。そうした中、民主的自治体を求める運動が広がった。そして革新自治体が登場することになり、「憲法を暮らしに生かす」「住民の暮らしの砦」としての自治体づくりが追及されることになる。今、コロナ禍においてこのことがあらためて問われているということが、とても重要であると感じた。

我々は格差と貧困が広がる下では、地方自治体の役割が強まってくることを度々主張してきたが、財界の顔色を伺い統制を強めようとする政府が繰り返し地方自治を弱体化させてきたからこそ、憲法と地方自治の危機的な事態にあつて、そこに暮らす生きた住民の意思を汲み取る地方自治こそが自治体に求められてくる。

私たちは主権者としての住民とともに、足下の地域を知り、調査・研究を重ねながら、地域の将来を展望できる提案を行なっていきたい。

〈7月31日 Zoom 視聴〉

分科会・講座9 地域の公共交通を考える

助言者：西村 茂氏（金沢大学名誉教授）

【要旨】

地域の公共交通にも、新型コロナウイルス感染症の影響が現れている。感染予防のため外出や通勤での利用控え、リモートなど在宅で仕事を行うなどにより利用者の大幅な減少となっている。公共交通に関わる事業者団体のアンケートでは、2019年度との比較で52%の事業所で30%~50%の輸送人員の減少、22%の事業者で50%~70%の減少、13%の事業所で70%~90%の減少となっている。こうした状況は事業者の収入の減少につながり、運転手の確保の困難と共に、路線の廃止、減便の検討をせざるを得ないという危機的な状況が起きている。

新型コロナ感染を避けるために、テレワークに切り替えるなど「移動しない」権利が言われ、都市部では広がっているが地方では広がらず差が出ている。テレワーク可能な職種も限定され、医療、福祉、小売業、運輸など対人サービスの分野では困難。テレワークは万能ではない状況がある中、住民の移動を権利として外出、移動を促進し保障するために国・自治体の果たす役割は益々重要である。

民間企業中心の地方鉄道、地方バス事業はこの20年間衰退。地方自治体は、補助金を出すことで、この事業を支援している。しかし、国の地域公共交通確保維持改善事業は2020年度で204億円しか確保されていない。自治体任せでデマンドタクシーの運行に対する交付金も出ない状況であり、予算規模を増やすよう求める声を地方から上げていくことが必要である。

各地域の公共交通の課題解決に向けて、現在自分の地域で取り組んでいる事業についての詳細なデ

一々の公開を行い、担当する職員と地域で取り組み実践している住民が知恵を出し合い、その地域に合った施策作りに取り組むことが重要である。

【所感】

●小島義雄

高齢化や人口減少の中、乗客減少のため地域交通は減便、廃止が相次ぎ、大津市でも住民の足をどう確保するかが大きな問題となっている。さらに、新型コロナ感染により交通事業は経営難に。国は支援策だとしてGOTOトラベル事業を行い一時的に潤したかもしれないが、それはコロナ感染を拡大するだけでなく、その恩恵から外れた地域公共交通（一般路線バス、コミバスなど）はさらに深刻な影響を受け、地域交通のいっそうの減便、廃便が予想される。

助言者は、地方公共交通の将来の見通しは暗い。住民の外出や移動を促す自治体の政策はますます重要であり、具体的な取り組みを一つ一つ進めて行くしかないと結ばれた。

大津市でもいくつかのデマンドタクシー事業が始まっているが、地域ごとに方式も料金も異なり、住民の負担は大きい。国や滋賀県がもっと責任を持ち、市と共同して住民の足確保政策、財政措置を推進すべきだ。

●立道秀彦

南北に長く交通の不便な地域が増えている大津市においても、職員と地域が共に課題解決に向けて取り組むことが重要であり、現在北部と南部の2カ所で運行しているデマンドタクシーの運行において国の交付金が出るよう求めていきたい。

●林まり

助言者から、コロナの世界的危機によって「移動しない」という選択肢があることを自覚させたと報告された。新たな視点で重要なことだと考えさせられる。移動しないのであれば、暮らしに必要な物品が届かなくては成り立たない。高齢者にとっては、移動販売が買い物だけではなく交流の場になる。また、訪問医療の充実も必要だろう。

公共交通も、タクシーも収入減収で危機にあるという。一方で、国が旗を振るカーシェアリングは、感染の恐れから利用が減り、自家用車の利用が増加。高齢者にとっては、移動したくてもできない、運転免許証の返納もためらうこととなる。

テレワークの広がりから、地方移住への関心も高まっているというが、あくまでも転入の現象であって、一極集中に大きな変化はないのだ。今後地方都市の公共交通をどうやって維持していくのか、宇都宮市の新交通システムLRT事業や、東松山市のデマンドタクシーの報告もあったが、結局、国の「金は出さないが口は出す」という公共交通政策を変えることと、それぞれの自治体でやっていることを情報共有し、検討するということであった。これをやれば成功するという事例はない。

大津市でも、要望を受けたデマンドタクシーを運行しても、乗車人数に結びつかないなど課題がある。事業者と住民、行政の三者が知恵を出し合い、忌憚なく意見を言える機会を積み重ねることしかないのかもしれない。

分科会・講座 10 米問題から農業・農村の将来を考える

助言者：伊藤 亮司氏（新潟大学助教）

【要旨】

◆問題提起

コロナ禍で明らかになった大都市のリスクと農村の低リスク。

農村は「三密」などやりたくてもできない過疎化。感染防止は必要だが、屋外での農作業は、自覚を持って行動するだけでリスクを大幅に軽減できる。一方、満員電車で隣り合う人々同士が疑心暗鬼にかられ、隣近所と世間話もできない「過密すぎる」大都市の暮らし。

リスクの高い大規模一極集中型の大都市に対して、「人の少ない」分散型の農村社会システムの強みをどう育てていくか、コメを中心に日本の農政、農業農村の在り方を考える。

コメは日本の主食と言われているが、「コメ作って飯食えねえ」状況が常態化している。昨年からは、コロナ禍での外食産業の低迷でいっそう米余りと価格暴落が危機的になっている

→なぜそうなったのか。米輸入の自由化、市場原理の導入、2019年から減反政策廃止によりコメ市場は不安定なものとなった。ミニマムアクセス米は、米の価格を引き下げていった。

政府のTPP対応農政の矛盾の中で、農産物輸出、スマート農業・大規模化政策がとられているが、例えばコメの輸出は国内生産量の0.3%に過ぎない。IT農業、スマート農業推進で補助金を機械産業に回し、ますます深刻化する機械化貧乏。大規模化ほど赤字を生み出している。

◆特別報告：京都府と新潟県の農民連、栃木県の自治体職員

農家組合をつくって、大型コンバインを共同購入している。

新規就農者は希望の星だが、続く行政や国からの支援が必要。

国連は世界の農業生産の8割を占める家族農業を、持続可能な開発目標の中で飢餓や貧困の緩和、食料安全保障、環境保全で重要な役割を果たすとして位置付けている。生きていくうえで一番大事なものの価値を大切にす、食料は自国で作って消費することが必要。

農業の必要性と深刻な状況を国民と共有して、国や自治体が真に持続可能な農業として発展させていくことが必要。

【所感】

●柏木敬友子

コロナ禍で、地域経済の循環が必要だということは実感していたが、農産物の地産地消も大事なことである。コメ自由化で価格が不安定になった上、コロナの影響が輪をかけ、価格の暴落「コメ作って飯食えねえ」状態が起こっている。地球気候危機で食料不足が目の前に来ている中、日本の家族農業を守ることは喫緊の課題。安全な農作物、丁寧に作ったものをすべての国民が享受できる政策が必要と感じた。農業を中心に据えることで、環境の改善、経済格差の是正、健康づくり、健康な働き方につなげることができると、今までの農業への見方が変わり、重要性を再認識した。

●杉浦智子

米価に常に不安を抱えながら生産している農家の実情は本当に大変だとあらためて感じた。昨年も備蓄米の政府の入札は1俵あたり2,000円も下がっている。米価は一旦下がると、次に上げるのは大変で、ほぼ上がることはないと言われるとのこと。京都府下でも組合で水路管理や草刈り、野焼き、獣害対策などに取り組んでいる。国の補助金の有効活用のために共同で設備投資を行なうなどで担

い手を支えようと努力されている。持続可能な地域と農業をめざして、日本農業も家族農業を守り育てることに力を入れる必要があるのではないかと思う。

農業は、人が生きていくために大切なものをつくっているということを、次世代に伝えていくことが大切である。どのように生産し、どのように流通させるのか、消費者の理解と協力を得るためのしくみづくりも必要だろう。

根本には生きていくために必要なものは、そこで作る。その地域の人たちが消費し、循環させることで地域が豊かになり、住み続けていくことが、地域の維持・発展にもつながると考える。

全国ではさまざまな地域で、いろいろな取り組みが工夫しながら行なわれている。近年は都市型水害が増え、住宅地の住民から水田を守ってほしいという声上がることもあるとのこと。水田をはじめ地域農業への理解を深めてもらうきっかけにもなるのではないか。一緒に地域を考える機会として生かすべきである。